

株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社ソーケンに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社ソーケンに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2022年11月24日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社ソーケンに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社ソーケン（「ソーケン」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

- ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、ソーケンの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、ソーケンがポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

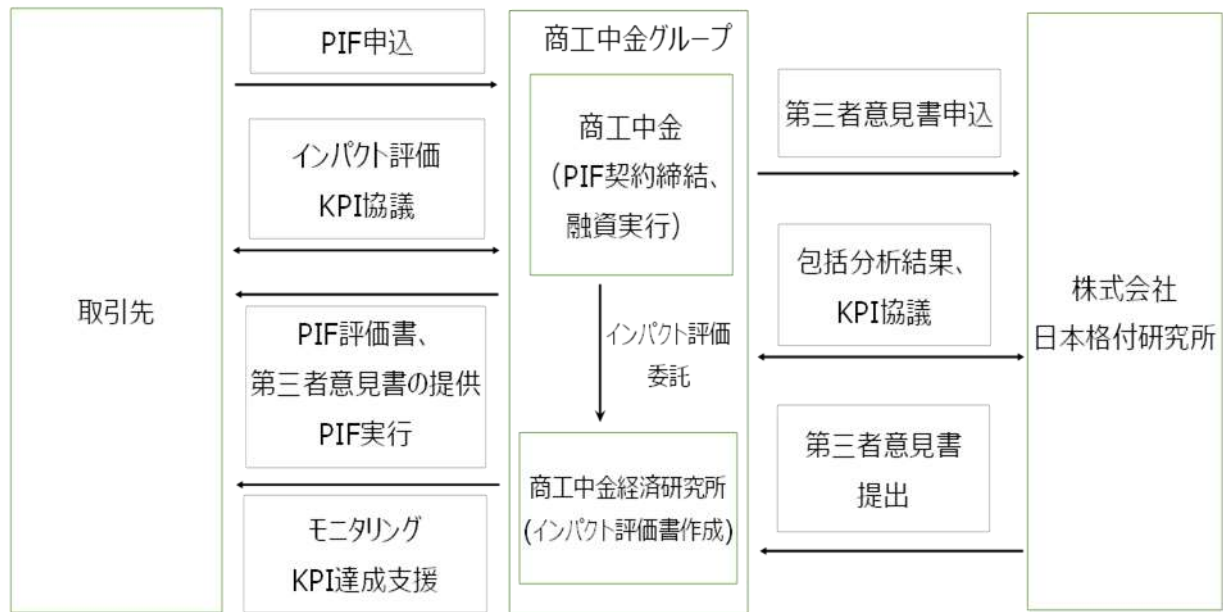
¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



JCR Sustainable PIF for SMEs

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

PIF体制図



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるソーケンから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

梶原 敦子

担当アナリスト

川越 広志

川越 広志



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2022年11月24日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社ソーケンに対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、株式会社ソーケンの活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 株式会社ソーケンの概要
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 経営理念、経営方針等
 - 2.3 事業活動
3. 株式会社ソーケンの包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社ソーケン
借入金額	150,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	7年
モニタリング実施時期	毎年10月

2. 株式会社ソーケンの概要

2.1 基本情報

本社所在地	東京都中央区入船 2-1-1 住友入船ビル
創業・設立	設立:1967年(昭和42年)12月20日
資本金	35,000,000 円
従業員数	42名(2022年9月現在)
事業内容	オフィスの内装工事業
主要取引先	株式会社イトーキ、株式会社イトーキエンジニアリングサービス、イナビインターナショナル株式会社、株式会社内田洋行、株式会社オフィス企画、株式会社キベル、コクヨ株式会社、コクヨマーケティング株式会社、住友不動産株式会社、住商ビルマネジメント株式会社、ダイヤオフィスシステム株式会社、東急不動産株式会社、日建設計株式会社、富士ビジネス株式会社、プラス株式会社、リカラ株式会社

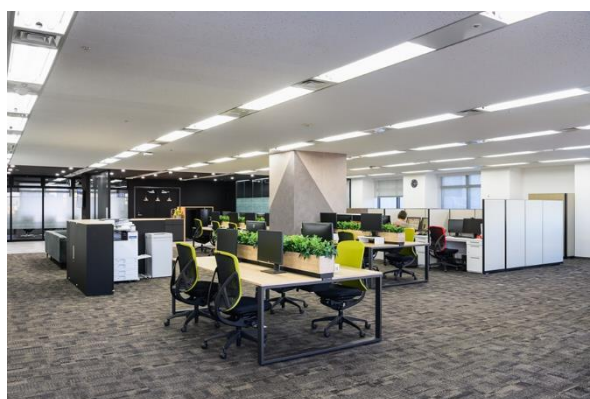
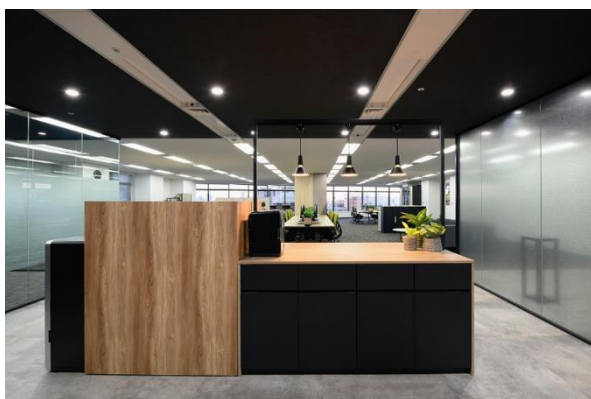
【業務内容・取扱製品】

ソーケン は 1967 年 12 月に設立し、高度経済成長期を背景に“働く環境”への関心が高まるなか、いち早くオフィスインテリアに着目。以来、オフィス空間に特化した内装のデザイン・設計・施工会社として歩んできた。内装業界では珍しく、関係会社の「株式会社ソーケン製作所」でオフィス家具の製造などを行うほか、自社内で営業、設計、施工管理の 3 つの部署を連携させることで、企画から施工までをトータルに担当できる体制を構築している。こうした一元化を図った組織体制のもと、社員一人ひとりが真摯に取り組み顧客のさまざまな要望に応えることでモノ造りの総合インテリア企業として“日本一”をめざして挑戦を続けている。

施工例 1(当社)



施工例 2(某 IT 系企業)



施工例 3(株式会社メディコスヒラタ 東京支店)



施工例 4(株式会社シーサイドネット)



【グループ会社】

(株式会社ソーケン製作所)



住所：千葉県市川市田尻 4 丁目 1 番地 10 号

業務内容：ソーケンの木工造作工事及び特注造作家具部門として 1985 年に設立。自社工場で特注家具製作を基盤に、カウンターから壁面収納などを製作し、取り付けまでを行っている。

【間伐材を利用した商品提案】

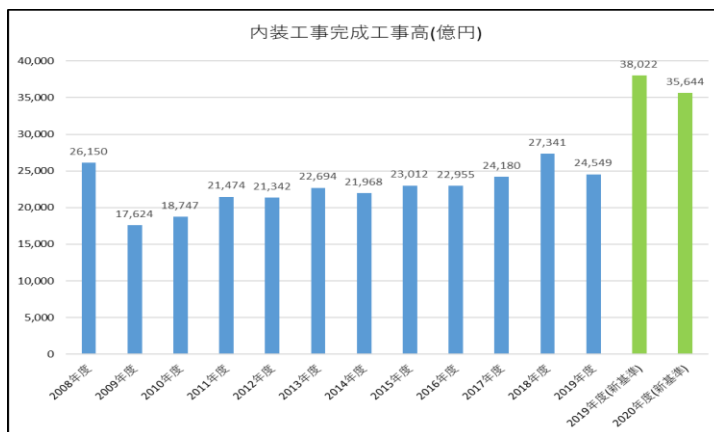


ソーケングループは環境省の地球温暖化対策地域協議会に登録(登録番号 00489 号)している間伐材普及促進会に属しており、里山に放置される間伐材を再利用した商品の開発などを通して里山の保全を図り温室効果ガスの排出量の減少に寄与している。また、千葉県産の間伐材を利用した商品作りを福祉作業所と連携して行うなど、地域産業の振興にも貢献している。

【業界動向】

内装工事業は、建設業法による職域工事業に属している。主な需要としてオフィスビルの室内仕上げ、店舗、ホテル、レストランなどの商業施設の室内仕上げ、マンション、一戸建住宅など住宅の室内仕上げのほか、催事やイベント会場、テーマパークの内装仕上げなどがあり、公共工事よりも民間需要動向の影響を受けやすい。建築工事において重要な最終段階の仕上げの役割を担っているが、前工程の工期遅れや他工程の品質補完などのしわ寄せを受けやすい。内装工事の完成工事高は 2008 年後半に発生したリーマンショックにより大幅に落ち込んだがその後、徐々に回復基調となり 2018 年度にはリーマンショック前を超える水準となった。しかし、2019 年度は前年の消費税の引き上げ、建設資材の高止まり、人手不足による労務費の上昇などの要因が重なったことなどから再び▲10.2%の減少となった。2020 年度は欠測値補完を行った新基準ベースでは新型コロナウイルスの感染拡大による建設投資活動の停滞により飲食店、宿泊施設、商業施設関連などでマイナスの影響があり引き続き前年比▲9.5%の減少となっている。

また、今後新設住宅着工戸数の大幅な増加が期待できない中で建築物のリフォーム・リニューアルの受注額は 2020 年度に新型コロナウイルスの影響で減少したものの概ね順調に増加している。特に近年では環境や健康に配慮した新素材を使った内装や高齢者や障がい者のためのバリアフリー化などの需要が高まっており、こうした需要に対応できる技術力や人材の確保、育成が重要となってきている。ソーケンはこのような需要に対して積極的に対応している。



(国土交通省
建設工事施工統計調査に基づき作成)

建築物リフォーム・リニューアル受注高の推移

(単位:億円)

年度	住宅	前年比	非住宅建築物	前年比	計	前年比
2012年度(平成24年度)	33,582	+9.4%	57,188	+5.2%	90,771	+6.7%
2013年度(平成25年度)	48,238	+43.6%	61,845	+8.1%	110,083	+21.3%
2014年度(平成26年度)	37,838	▲21.6%	61,766	▲0.1%	99,603	▲9.5%
2015年度(平成27年度)	40,566	+7.2%	78,890	+27.7%	119,456	+19.9%
2016年度(平成28年度)	55,819	+37.6%	101,358	+28.5%	157,177	+31.6%
2017年度(平成29年度)	38,295	▲31.4%	86,578	▲14.6%	124,873	▲20.6%
2018年度(平成30年度)	39,150	+2.2%	81,600	▲5.7%	120,749	▲3.3%
2019年度(平成31年度)	34,943	▲10.7%	92,451	+13.3%	127,394	+5.5%
2020年度(令和2年度)	31,898	▲8.7%	74,457	▲19.5%	106,355	▲16.5%
2021年度(令和3年度)	37,477	+17.5%	79,501	+6.8%	116,979	+10.0%

(国土交通省 建築物リフォーム・リニューアル調査に基づき作成)

【沿革】

1967年	(昭和42年)	12月	資本金200万円にて東京都港区新橋にて設立。
1978年	(昭和53年)	7月	創立10周年を迎え、文京区湯島へ移転。
1979年	(昭和54年)	7月	株式会社丸菱製作所を吸収合併し、資本金2550万円とする。
1985年	(昭和60年)	11月	『株式会社ソーケン製作所』を千葉県市川市に設立。
1988年	(昭和63年)	10月	業務拡張に伴い、文京区本郷へ移転。
1995年	(平成7年)	12月	各セクション統合と製作所との業務効率化のため江東区木場に移転。
1997年	(平成9年)	6月	CG製作会社として、『プロシード株式会社』を江東区木場に設立。
2004年	(平成16年)	8月	関連会社『プロシード株式会社』との連携を深めるために江東区東陽町に合同移転。
2006年	(平成18年)	5月	木の再生利用プロジェクトを開始。
2008年	(平成20年)	9月	公益社団法人日本インテリアデザイナー協会（JID）入会。
2009年	(平成21年)	5月	企業と学生のシンポジウム「協声」開催 計5回。
2010年	(平成22年)	4月	環境省地球温暖化対策地域協議会 間伐材普及促進会 設立・入会。
		11月	産学協同活動開始 デザイナーズウィーク出展サポート。 地域活性化活動開始 港区かるがもプロジェクト参画。
2011年	(平成23年)	6月	東日本大震災後東北支援活動開始。
		7月	JID主催による第1回『あつまれキッズデザイナー』ワークショップに協賛。
		11月	建設業許可を一般から特定に変更。
2012年	(平成24年)	10月	林野庁より『木づかい運動推進部門』の感謝状を授与される 財団法人 日本木材総合情報センターより『東日本震災復興特別部門』の感謝状を授与される。
2013年	(平成25年)	10月	株式会社ソーケン本社を江東区東陽町から中央区新川へ本社移転。
2016年	(平成28年)	2月	プロシード株式会社を合併。
2018年	(平成30年)	9月	中央区新川から業務拡張のため、中央区入船に本社移転。
2021年	(令和3年)	3月	新型コロナ感染症対策として、自社オフィスの改修工事を実施。

2.2 経営理念等

ソーケンの経営理念は以下の通りである。

小規模な企業が多く組織体制が十分に整備されていない業界にあって、ソーケンは経営理念の通りグループ会社で造作工事や特注家具製作を行うほか、営業、設計、施工管理の3つの部署を連携させることで、企画から施工までをトータルで担当できる体制を構築しており、「任せて安心ソーケンさん」をモットーに顧客に対し迅速で質の高いサービスを提供することで高い競争力を有している。また、ソーケン憲章において自らの仕事をただの内装業でなく「お客様の人生に関わるサービス業」と位置付け、「オフィス空間で人生の長い時間を過ごすお客様の人生のお手伝いをし、お客様の人生に良きものをもたらすことが自らの仕事である」としている。そして自社でも同様に「ソーケンを通じて、社員もその家族も幸せになってもらう」ことが会社の利益につながるという好循環を構築し「社員に寄り添った企業として成長していく」ことを目指している。

【経営理念】
1. モノ造りの総合インテリア企業として関連するインテリアジャンルへの限りなき挑戦により No.1 を目指す【日本一】
2. ソーケンとしての部署間の結束を固め、部署間のバランス経営による“ベストシナジー”を発揮
3. “小さくてもキラリと光る” 生き生きとした魅力ある企業集団の創造・礼節(マナー)・良識・団結力・規律・士気



2.3 事業活動

ソーケンには以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【産業・経済に対する貢献】

1967年に設立したソーケンは高度経済成長期を背景に早くからオフィスインテリア専門に事業を拡大し、時代とともに変化する産業構造や人々の働き方に合わせてより快適で働きやすいオフィス空間を提供することで企業の生産性向上に寄与してきた。グループ内にオリジナル家具や特注家具等を製造できる自社工場を有し、企画から施工までをトータルで対応できる組織体制を整えており、効率的で質の高いサービスの提供により今後も持続性のある社会資産の形成と、経済の活性化に貢献していく。

ソーケンではグループ社員 56 名中 36 名が一般社団法人 日本ユニバーサルマナー協会主催のユニバーサルマナー検定 3 級を取得している。また、全ての人々が平等に社会参加できる環境をつくるために東京都が進めている「心のバリアフリー」サポート企業に登録するなど、地域とも連携しながら多様な人にとって働きやすい職場環境の整備に取り組んでいる。

【環境保護と地域貢献】

ソーケングループでは 2006 年から環境保護の一環として木の再生プロジェクトを実施しており、その一環として「もりのてんとうむし」という玩具付き絵本を販売した。これを契機として、ソーケン製作所の所在地である千葉県の地域活性化プラットフォーム事業部から「山武杉」の広報の依頼を受け 2010 年 1 月に「間伐材普及促進会」を設立、同年 4 月に環境省の地球温暖化対策地域協議会に登録した。「間伐材普及促進会」は①里山に放置される間伐材を利用し温室効果ガスの排出量減少と林業の活性化を目指し、自然界に優しい社会作りを推進すること、および②間伐材を通じて、世代間交流を推進することを目的としている。活動内容は、里山に放置される間伐材を利用した家具や玩具の開発や環境問題に関するセミナー等の実施、子供たちへの森林教育の推進などである。具体的には間伐材を原料とした「入浴剤」の製造・販売や山梨大学と共同での間伐材スピーカーの製作、芝浦工業大学と共同での間伐材什器の製作、また東京都港区の「かるがもプロジェクト」に参加し間伐材による「かるがもの住処づくり」などを行っている。なお、先述の間伐材を原料とした「入浴剤」については障がい者の方に製造を委託するとともに売上の一部を児童養護施設の改修費に充てている。このような国産材の利用促進による環境保護活動の取り組みを行う中で、ソーケングループは 2012 年に林野庁が推進している「木づかい運動推進部門」において林野庁長官賞を受賞した。また、近年は様々な企業や教育機関、NPO、公共団体などと連携した環境保護活動を行っており、千葉県主催の「令和 3 年度協働のまちづくりセミナー」での事例発表や「いちかわ環境フェア 2022」への出展などを行っている。

【公共団体等との連携】



「いちかわ環境フェア 2022」にエコ窓普及促進会とコラボ出展。
エコ窓普及促進会は環境省の地球温暖化対策地域協議会の登録団体。CO2削減に結びつく断熱リフォームの普及促進のための活動等を行っておりソーケンの社長も構成員となっている。

令和3年度協働のまちづくりセミナー

パートナーシップで
課題解決力を高めよう



SDGs(持続可能な開発目標)で定められた17ゴールのうち、全ての解決手法として言及されているのが「パートナーシップ」です。一部の関係者だけで対応するのではなく、多様な関係者が連携すると解決方法の幅が広がります。
本セミナーでは、そうした連携方法の講演や連携による地域の課題解決事例の発表、発表者との交流会を行います。まちづくりに関心のある方が学び、意見交換する場として、ぜひご活用ください。

日程 令和4年2月8日(火) 14時～16時
オンライン(zoom)開催/参加費無料

プログラム	
14時～14時5分	開会
14時5分～14時50分	講演「パートナーシップの働き方」 特定非営利活動法人 環境パートナーシップもば 代表理事 島波田 和子 氏
15時～15時15分	事例発表(NPO×企業) 「簡伐材の活用による福祉貢献事業」 株式会社ソーケン製作所 原信管理室総務 斎藤 弘喜 氏
15時15分～15時30分	事例発表(NPO×自治会) 「地域・都市連携による平野地区コミュニティの活性化」 平野ソーコム協議会 会長 若林 正一 氏
15時30分～15時55分	交流会 講師:事例発表者ごとに小グループに分かれ、質疑や意見交換を行います。
15時55分～16時	閉会

申込方法(令和4年2月6日(日)締切)
右のコードから申込フォームに入力いただくか、下記のメールアドレス宛に「お名前、ご所属、電話番号、メールアドレス、お住いの市町村、交流会で参加を希望する講師・事例発表者」をお知らせください。当日のzoomURLを送付します。
問合せ・申込先 千葉県環境生活部県民生活・文化課
TEL:043-223-4133 E-mail: rpo-vo@rznz.pref.chiba.lg.jp

主催:千葉県 協力:本郷市

【安全衛生、健康経営に対する取り組み】

ソーケンでは業務4原則(*)のその1として安全管理を定めている。建築業界に身を置くものとして最も重んじられる事項は「安全第一」であるとし、安全意識の徹底を図るとともに、現場以前の提案段階から安全性の確認を行い、見積の安全性、工程の安全性、施工図の安全性、プランの安全性も考慮に入れて取り組むこととしている。事故・災害ゼロを念頭に現場では定期と抜き打ちの安全パトロールを実施し未然に事故を防ぐ取り組みを行うほか、協力業者も参加する「災害防止協議会」により、安全ルールを周知徹底し、事故事象や安全にまつわる事柄を共有している。また、「なんとかなるだろう」という「だろう作業」は身を亡ぼすものとして撲滅運動を展開しており、全作業員が目配りと気配りをする事で常に緊急体制に対応できる職場づくりを心掛けている。

また、「健康経営」の観点では、社員と会社が快適で健全に活動できる体制整備を進めている。ソーケンでは2019年4月に施工された働き方改革関連法において努力義務とされている勤務間インターバル制度を導入しており、深夜勤務後の休暇についても特別休暇扱いとしている。同様に労働者に対する健康相談の体制整備についてもソーケンは現状産業医の選任が必要な事業所には該当していないが既に別途顧問医に全社員及びその家族が健康相談できる体制を整えている。加えて三大疾病等に罹った社員が、収入減少等の不安を取り除き、できる限り治療に専念できる環境を整備することを目的として最大3ヶ月間の特別休暇、また治療又は検査のために通院が必要な場合、1ヶ月に1日を限度に通院休暇を付与する「三大疾病等に罹った社員の治療に関する休暇規定」を設けている。

(*) 業務4原則

その1:安全管理、その2:品質管理、その3:コスト管理、その4:リスクマネジメント

【雇用・教育に対する取り組み】

ソーケンでは前述の通り社員のユニバーサルマナー検定の取得や東京都の「心のバリアフリー」サポート企業への登録など多様な人材が平等に社会に参加できる環境づくりに積極的に取り組んでおり、雇用についても多様な人材雇用を推進している。厚生労働省の 2021 年度「労働力調査」によると建設業における女性就業者数の比率は 17.1%で、年々増加傾向にあるものの他の産業に比較すると比率は低く、また職种的にはその 7 割以上が事務職といわれている。一方、ソーケンでは女性社員の比率は 23.8%と業界平均を上回っているほか、社員の内 4 割は現場管理と設計部門で活躍するなど女性が多様な職場で働ける環境づくりが進んでいる。また、現在障がい者の社員はいないが、今後障がい者雇用についても積極的に実施する方針であり、オフィス内装工事業者として障がい者にとって優しいオフィス空間を日本一提供できる会社を目指している。働き方や勤怠については、前述の勤務間インターバル制度の導入や新型コロナウイルスの感染拡大への対応としてテレワークが可能な体制と勤務規定の整備を行うほか、時間外労働時間について法定の上限を下回る目標時間の設定や最大 9 日間の連続休暇を可能とするリフレッシュ休暇制度等も導入するなど社員の健康に配慮するとともに様々な働き方に対応できる体制づくりを進めている。また、会社の発展と社員の幸福を追求しながら、個人の幸福度と組織のパフォーマンスを両立させる目的で、商工中金が提供する「幸せデザインサーベイ（＊）」に取り組むとしている。

（＊）幸せデザインサーベイは、従業員アンケートの実施により中小企業の幸せを可視化するサービス。会社の幸せを、組織としての「コミュニティ・コミュニケーション」、「チームパフォーマンス」、「マネジメント」と、個々の従業員の「カラダ」、「マインド（幸福度）」の 5 つの要素から構成。総合点を幸せ指数として算定する（100 点満点）。

教育については社内研修等に加え、若手社員に対する「若手成長手当制度」のほか、業務に関連する資格取得について講習料、受験料を負担し、一部資格については手当を支給する「資格取得制度」等を設けるなど積極的に人材育成に努めている。

3. 株式会社ソーケンの包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定されたインパクト

入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質（一連の固有の特徴がニーズを満たす程度）		
水	食糧	住居
健康・衛生	教育	雇用
エネルギー	移動手段	情報
文化・伝統	人格と人の安全保障	正義
強固な制度・平和・安定		
質（物理的・科学的構成・性質）の有効利用		
水	大気	土壌
生物多様性と生態系サービス	資源効率・安全性	気候
廃棄物		
人と社会のための経済的価値創造		
包摂的で健全な経済	経済収束	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクト領域を表示）

ソーケンの事業である内装工事業は国際標準分類における「建築物仕上げ・完成業」に整理される。その前提で UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果、「住居」、「雇用」に関するポジティブ・インパクトが抽出された。また、「雇用」、「廃棄物」のネガティブ・インパクトが抽出された。

一方、具体的な業務内容、事業活動などを踏まえて特定されたインパクトは以下の通りとなった。社会面として現状も女性社員や高齢者の積極的な活用を図るとともに、テレワークの環境整備など多様な働き方が可能な体制づくりを進めているが、今後更に地域とも連携して障がい者雇用など多様な人材の活用を進めるとともに、「幸せデザインサーベイ」の実施などにより雇用環境の向上が見込まれることから「雇用」をポジティブ・インパクトとして特定した。また、「安全第一」をモットーに現場以前の提案段階から安全性の確認を行うなど協力業者を含めた労働安全衛生に取り組むとともに、「健康相談」や「勤務間インターバル制度」の導入など健康経営を進めているが、今後更に労働災害防止や健康経営に係る取り組みが推進される見込みであることから「健康・衛生」をポジティブ・インパクトとして特定した。経済面ではユニバーサルマナー検定の取得のほか、全ての人々が平等に社会参加できる環境をつくるために東京都が進めている「心のバリアフリー」サポート企業に登録するなど地域とも連携しながら多様な人にとって働きやすい職場環境の整備を進めていることから「包摂的で健全な経済」をポジティブ・インパクトとして特定した。また、「間伐材普及促進会」を通じて各種団体とも連携し地場産業活性化への貢献が見込まれることから「経済収束」をポジティブ・インパクトとして特定した。

一方、環境面ではすでに木材再利用プロジェクトや段ボールなどを再利用した商品など廃棄物の排出抑

制と、新築・リフォーム工事の現場などで発生する廃棄物の適切な管理と処理を行っているが、今後も設計、施工管理の強化により廃棄物の排出を抑制するなど緩和の取り組みを進めていく対象として「廃棄物」をネガティブ・インパクト(緩和の取組)として特定した。社会面では既にテレワーク環境の整備や残業削減の取り組み、リフレッシュ休暇の導入など多様な働き方への対応を進めているが、法定の基準を下回る時間外勤務への取り組みなど今後も緩和の取り組みを進めていく対象として「雇用」をネガティブ・インパクト(緩和の取組)として特定した。

なお、UNEP FI のインパクト分析ツールで抽出されたポジティブ・インパクトのうちソーケンのインパクトとして特定しなかったものとその理由については以下の通りである。


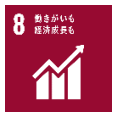
分類:〈社会〉インパクト:住居


特定しなかった理由:ソーケンの事業は主としてオフィス用の内装工事であり、現状では一般住居に係る当該領域のインパクトの特定は行わなかった。

4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

ソーケンとは商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下 KPI という）を設定した。

➤ ポジティブ・インパクト


社会面	特定したインパクト	雇用		
	取組内容	多様な人材の雇用と従業員が幸せになれる職場づくり		
	KPI の内容	・2023 年度から障がい者 1 名以上を雇用する。		
		・2023 年度から「幸せデザインサーベイ」を実施し、その結果の改善を図っていく。		
		・2025 年度以降の女性社員の比率を 33.8% 以上にする。		
	SDGs との関連	ターゲット		
		5.1	あらゆる場所における全ての女性及び 女兒に対するあらゆる形態の差別を撤 廃する。	
		8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全 ての男性及び女性の、完全かつ生産的 な雇用及び働きがいのある人間らしい 仕事、並びに同一労働同一賃金を達成 する。	
		地域とも連携し多様な人材が働きやすい職場づくりを進めるとともに、様々 な部門で女性の活用を積極的に行っていく。 また、社員の幸福度と組織のパフォーマンスを向上する取り組みとして「幸せ デザインサーベイ」を実施し、経営者が直接従業員から働きやすい・働きが いのある職場づくりのためのアイデアを聞くことで職場の改善に向けた取り組 みを積極的に行っていく。		
	特定したインパクト	健康・衛生		
取組内容	労働安全衛生と健康経営の取り組みの強化			
KPI の内容	・毎年の重大な労働災害ゼロを継続する。			

		<p>・2023 年度から年に 1 度ストレスチェックを実施し、結果を踏まえて社員のストレス負担の軽減を図るための職場環境の改善を実施する。</p> <p>・2024 年度までに「健康優良法人」の認定を取得し、維持する。 また、認定に当たってはブライツ 500 の認定を目指す。</p>		
	SDGs との関連	ターゲット		
		3.4	2030 年までに、非感染症疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	
		3.5	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。	
		<p>従来から実施している現場以前からの安全管理の取り組みを強化するとともに、協力業者も参加する「災害防止協議会」への参加率の向上を図り安全意識と安全ルールの周知徹底を図ることで労働災害の発生を防止し、過去 5 年以上継続している重大な労働災害ゼロを継続する。</p> <p>「勤務間インターバル制度」や「健康相談」の制度など社員が健全に活動できる体制づくりを進めているが、今後もストレスチェックの実施など健康経営への取り組みを積極的に行うことで経済産業省が「健康経営」を推進するために設けた健康経営優良法人認定制度の中小規模法人部門において「ブライツ 500」(*) の認定を受ける。</p> <p>(*) ブライツ 500: 中小規模法人部門の健康経営優良法人認定要件のほかに「健康経営の取り組みに関する地域への発信状況」と「健康経営の評価項目における適合項目数」を評価し、上位 500 法人を「ブライツ 500」として認定するもの。</p>		
経済面	特定したインパクト	包摂的で健全な経済		
	取組内容	地域や各種団体とも連携した多様な人材の活用		
	KPI の内容	・2023 年度から障がい者 1 名以上を雇用する。		

		<ul style="list-style-type: none"> ・2025 年度以降の女性社員の比率を 33.8%以上にする。 ・「心のバリアフリー」サポート企業として多様な人材に対応した職場づくりを推進する。 		
	SDGs との関連	ターゲット		
		5.1	あらゆる場所における全ての女性及び 子供に対するあらゆる形態の差別 を撤廃する。	
		8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む 全ての男性及び女性の、完全かつ生 産的な雇用及び働きがいのある人間 らしい仕事、並びに同一労働同一賃 金を達成する。	
		17.17	さまざまなパートナーシップの経験や 資源戦略を基にした、効果的な公民、 官民、市民社会のパートナーシップを 奨励・推進する。	
		<p>ソーセングループとして多様な人材の雇用を進めるとともに、東京都を始めとした地公体や教育機関、社会福祉法人、NPO 法人などと連携し、各種イベントへの参加や障がい者にとって優しいオフィス空間の提案などを通じて多様な人が活躍できる職場づくりを推進する。</p>		

➤ ネガティブ・インパクト

環境面	特定したインパクト	廃棄物
	取組内容	廃棄物の排出削減と適正な管理・処理(建設現場等から排出される廃棄物の排出削減と適正な管理・処理)
	KPI の内容	・木材や段ボールなどのリサイクル活動として毎年 1 つ以上の新しいリサイクル商品の提案・開発を行い普及促進を図る。
		・アスベストなど建設現場から排出される廃棄物の適正な管理・処理を行うため一般建築物石綿含有建材調査者講習に年 1 回参加し 1 名以上の調査者の資格保有者の増員を図る。
	SDGs との関連	ターゲット

	12.4	2030年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	
	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する	
	<p>ソーケングループとして建設リサイクル法、廃棄物処理法などの法を順守するとともに見積、設計の段階から廃棄物の排出の抑制を考慮した取り組みを進めるとともに、木材や段ボールの再利用促進のための新商品の開発などを積極的に行っていく。また、リフォームの現場等から排出されるアスベスト等の廃棄物を適切に管理し処理するとともに調査、分析、管理を行う上での各種資格の取得、講習会の受講などを積極的に進める。</p>		

5. サステナビリティ管理体制

ソーケンでは本ファイナンスを取り組むにあたり、有吉社長と業務管理統括部が中心となりソーケンの業務内容や事業活動とインパクトレーダー、SDGsにおける貢献などとの関係性について検討を行った。本ファイナンス実行後も有吉社長を最高責任者、業務管理統括部を管理担当部署として関係各部と連携を取りながらKPIの達成に向けた取り組みを管理、推進していく。

(最高責任者) 代表取締役社長 有吉 徳洋

(管理担当部署) 業務管理統括部

6. モニタリングの内容

本ファイナンス取り組むにあたり設定したKPIについてはソーケンと商工中金並びに商工中金経済研究所が年1回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は商工中金はKPIの達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定したKPIが実情にそぐわなくなった場合は、ソーケンと協議して再設定を検討する。

7. 総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。ソーケンは、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

事業・経営戦略部

主任コンサルタント 波多野 美樹

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190